

6. 年金制度の改悪を中止し、国庫負担での最低保障年金を創設すること

- (1) 全額国庫負担による最低保障年金制度を創設することにより、無年金者をなくすこと。低年金者への加算を増やすこと。無年金・低年金者に対しては、当面、国庫負担分 3.3 万円を支給すること。また、高齢層が働き続けざるを得なくなる公的年金の支給開始年齢のさらなる引き上げなどの制度改悪は行わないこと。
- (2) 基礎年金への国庫負担率を引き上げること。生存権を脅かし、さらなる減額に道をひらく年金 2.5%の引き下げ改悪法を廃止し、支給額を復元すること。毎年の年金を削減する仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- (3) パート、派遣、契約社員など非正規雇用で働く人たちの厚生年金加入にあたっては、可処分所得の減を考慮し賃金・報酬の引き上げを行うよう義務付けること。
- (4) GPIF による過剰・偏重な株式運用を是正し、公正且つ適正な運用をおこなうこと。給付水準を国の責任で維持すること。
- (5) 年金機構の個人情報流失問題など年金制度運営に対する公的責任を回復するうえで、年金機構を直営にもどし年金業務は国の責任で直接実施する体制をとること。
- (6) 旧社会保険庁職員の解雇を撤回し、業務に精通した職員を活用して国民の期待にこたえる年金業務体制を確立すること。

7. 国民のいのちと健康な暮らしを守るため公衆衛生機能を拡充強化すること

- (1) 「義務付け・枠付け」の見直しによる公衆衛生に対する国・自治体の公的責任を後退させないこと。
- (2) 「医療費の適正化（削減）」を目的とした現行の特定健診・特定保健指導を、「地域丸ごと健康づくり」を目的とした健診内容、サービスに改めること。併せて、市町村が主体となり推進するために、市町村公衆衛生の体制・機能は縮小・削減せず、よりいっそう強化すること。
- (3) 地方衛生研究所については、地域性、迅速性及び公共性の立場を守り、科学的・技術的中核機関として一層の充実を図ること。また、自治体直営を守り、広域連合や独法化は行わないこと。また、独法化した地方衛生研究所を直営に戻すこと。
- (4) 保健所の広域連合及び共同処理方式の導入は行わず、保健所の設置基準については「人口 10 万人に 1 ヶ所（政令指定都市については、1 行政区に 1 ヶ所以上）」とすること。
- (5) 公衆衛生医師の複数配置、地方衛生検査所の増員・検査施設の充実を図るなど、保健所を公衆衛生の第一線機関として拡充強化すること。あわせて、市町村保健センターを公衆衛生行政機関として必置機関とすること。
- (6) 海・空港検疫所及び保健所の食品衛生監視員の大幅増員を図ること。
- (7) 環境衛生営業の形態の多様化により、当該営業施設に関する安全を求める要求が高まっているため、環境衛生監視員を大幅に増員し、監視体制を強化すること。
- (8) 医薬品・健康食品等に関する住民の要求に的確に対応出来るよう、薬務・食品・栄養に関わる職員を増員し、相談体制等を充実強化すること。
- (9) 公衆衛生の医学的判断の重要性等から「保健所長の医師資格要件の緩和規定」を廃止し、保健所長の医師規定を堅持すること。また、保健所長の兼務を解消すること。
- (10) 母子保健体制の充実を図ることにより、育児力を高め、子育てしやすい環境整備を行い児童虐待の予防につなげること。そのために必要な保健師等、母子保健に関わる人員体制の充実を図ること。

8. だれもが安心して医療を受けられる制度を確立すること

- (1) 憲法・世界人権宣言や「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」に基づく医療・保健をすべての国民に保障すること。「受益者負担・健康自己責任」主義を改め国民の医療・健康に対する国の公的責任を明確にすること。
- (2) 医師・看護師など医療従事者の確保など、地域医療を拡充させること。
- (3) 医療現場の実態を無視した画一的な病床再編政策を中止し、公立・公的病院に対する再検証要請を撤回すること。また、医療費削減のための地域医療構想の方針を抜本的に転換し、住民や医療労働者を含む協議会等を設置し、地域の要求や実態をふまえて地域医療計画を民主的に策定できるよう条件整備を行うこと。
- (4) 公立病院の役割の発揮に必要な機能確保のための財政支援を強化し、特別交付税の減額などを行わないこと。
- (5) 「あらたな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン報告書」および「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（医師の働き方改革に関する検討会）に記されているタスク・シフティング（業務の移管）の推進として、医師不足の代替要員とするなど看護師への業務分担の拡大させないこと。
- (6) 医師を増やさずに看護師の業務範囲を拡大する「特定行為」は縮小・廃止し、医師・看護職・医療技術職など、それぞれの専門職能を発揮するための人員を増員すること。
- (7) 75歳以上の窓口2割負担の中止、健保本人窓口負担をなくすこと。当面、速やかに、乳幼児から18歳まで及び75歳以上の医療費窓口負担無料化制度をつくること。かかりつけ医以外の受診に定額負担導入、自己負担上限の引き上げなどの負担増や制度改悪を行わないこと。
- (8) 後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の医療費の負担軽減を行うとともに公的保険制度で必要な医療が受けられるよう医療保険制度を改善すること。
- (9) 診療報酬の包括制度（定額払い）及び患者負担を増大させる特定療養費化制度の拡大を中止するとともに、診療報酬制度の抜本的改善を図ること。
- (10) 株式会社の病院経営への参入、保険者と医療機関との直接契約、医療保険の給付範囲の縮小、患者申し出制度など混合診療の解禁、医師派遣の解禁、看護師派遣の拡大など、規制緩和の名による医療の市場化・営利化・産業化を中止すること。
- (11) 「救急医療」「政策医療」「不採算医療」及び職員の研修・研究費、診療基盤整備に対する国・自治体の助成措置を抜本的に強化すること。
- (12) 国として事業管理者に対し、適正な労働時間管理に徹底を促すとともに、それに基づく医療従事者の確保・増員を行うよう指導すること。とりわけ、社会問題とされている医師・看護師については緊急確保対策を講じること。あわせて、深刻な地域の医師不足、特に産科・小児科などの医師不足の解消に向けた緊急対策を行うこと。
- (13) 過疎地・遠隔地医療をはじめ地域医療を確保・充実するため、医師・看護師をはじめメディカルスタッフなど医療従事者の確保・定着対策を抜本的に強化すること。特に、地域医療に必要な医師が不足し病院経営が深刻化していることから特別な対策を講じること。
- (14) 介護保険の実施に必要な療養型病床の整備目標は、当面、地域医療計画上の「病床規制」の枠外として確保するなど、医療と介護の両面で地域に必要な体制を確保すること。
- (15) 国民皆保険制度の根幹となる国民健康保険制度の主旨を踏まえ、それぞれの市町村による一般会計からの法定外繰り入れに支障をきたすことがないように十二分に配慮を行うこと。また、国民健康保険への国庫補助の増額、保険料の引き下げ、減免制度の拡充、保険証の未交付問題の解決などを行うこと。

- (16) 医療保険財政の立て直しを図るため、世界一高い薬価や医療機器・材料の適正化、国保・健保への国庫補助の復元などを行うこと。政・官・業（財）の癒着を断ち切り、製薬業界等からの政治献金の禁止・官僚の天下り禁止等を行うこと。
- (17) 新型コロナウイルス感染症などの感染拡大を阻止し、地域医療や公衆衛生を拡充するための対応の強化と対策を講じること。
- ① いのちを守る体制を維持・強化するため、感染症病床およびICU病床を確保し、必要な人工呼吸器等を国の責任で確保すること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症拡大や今後予想される新たな感染症等に備え、通常時から足りていない医師・看護師など医療従事者の人員を大幅に増員し、体制を拡充すること。
 - ③ 新型コロナウイルス感染者の受け入れに必要な財政措置を全額、国の責任で行うこと。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の影響で減収となっているすべての医療機関への財政保障を早急に行うこと。
 - ⑤ 減らされてきた感染症指定医療機関と病床を増やすことと併せて、感染症対応を中心的に担っている自治体病院の統合再編や運営形態の変更方針を直ちに撤回すること。
 - ⑥ 国の責任で感染症専門医を計画的に育成すること。また、医療従事者の感染症対応の研修を徹底すること。

9. 地域医療を守るため、公立病院の充実を図ること

- (1) 自治体病院が住民のいのちと健康を守るための機能を発揮できるよう、施設・人員・体制・医療機器等の拡充・整備をおこなうこと。地域医療の充実に向けて、自治体病院が地域住民の「最後の砦」としての役割を果たすために必要な施策を講じること。
- (2) 自治体病院の実態として指摘されている長時間過重労働や連続勤務による医療労働者の健康被害を防止するため、国として事業管理者に対し安全衛生管理者としての責務の徹底を指導すること。
- (3) EU労働時間指令を参考とし、1日（24時間）単位で継続して11時間以上の休息時間を与える「勤務間インターバル規制」を義務化すること。また、1月当たりの夜勤回数の制限、勤務間インターバル、加齢による夜勤の免除・制限措置を設けるなど、看護師に対する法的保護措置を拡充すること。
- (4) 医療機関の宿日直時における「オンコール」の労働時間の取り扱いについては、労働基準法等関係法令を遵守し、適切な労務管理となるよう努めること。
- (5) 労働基準法に基づき時間外勤務手当の割増賃金の基礎となる賃金に特殊勤務手当が算入されているか調査を行い、必要に応じてその是正を徹底すること。
- (6) 公設民営など病院の運営委託や、独法化、PFIなどの導入、検査・給食業務等の委託・外注化を行わず、直営で住民本位の医療を推進すること。
- (7) 地方公営企業法に定められた一般会計から企業会計への繰り出し基準を実態に即して改定し、自治体病院に採算第一主義の押し付けをやめ、一般会計繰入金について連結決算等による不当な圧力を加えないこと。住民本位の民主的な財政運営を推進するため、条件整備をすすめること。

10. 国と自治体の責任で、すべての子どもによりよい保育・学童保育を保障し、安心して子育てできる環境整備をすすめること

〈保育基本要素〉

- (1) 憲法、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）、児童福祉法第24条第1項の「市町村保育実施義務」など、児童福祉法に基づき、国及び地方自治体は、子どもが豊かに成長、発達する権利を保障すること。また、国、自治体が責任をもって、すべての子どもが等しく保育を受けられるように、「子ども・子育て支援新制度」について抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 国、自治体が保育の実施主体としての役割をはたして、保育を必要とする人が必要な保育を受けられるよう保障すること。
 - ① 国の待機児童の定義を、希望する保育所等に入れなかった子どもを把握できるように改めること。
 - ② 潜在的待機児童が増加している現状をふまえ、待機児童解消のため、希望者全員が居住する地域で入所できるよう、公立および社会福祉法人立の認可保育所を増やし整備すること。また、そのための予算措置を十分講じること。
 - ③ 小規模保育所において、3歳以降の保育所入所ができず待機児童となる問題が生じている実態を把握するとともに、すべての子が入所できるよう緊急対策を講じること。
 - ④ 待機児童の解消を理由に、いわゆる「詰め込み」など最低基準の緩和を行わないこと。また、自治体として独自に最低基準を改善して運営している自治体に、国基準への引き下げ等による「詰め込み」の要請を行わないこと。
 - ⑤ 保育士配置に対する国の人件費補助については、配置基準の抜本的な改善につながる措置とすること。
 - ⑥ 認可保育所等の保育施設の建設・整備にあたって、設置者任せにせず、市区町村と設置者が責任を持って、近隣地域への説明を行い納得と合意を得ること。
 - ⑦ 過疎地に対し、子どもが減少しても公立保育所を維持し続けられる予算措置を行うこと。
- (3) 子どもの豊かな成長・発達の権利を保障できない企業主導型保育事業を抜本的に見直すこと。また、既存の公的保育制度を最大限生かすことや、国・市区町村の責任による保育政策の拡充が図れるよう、保育制度の改善・拡充と財源確保をすすめること。
- (4) 保育士不足を解消し必要な保育士を確保するため、国、自治体の責任で抜本的な対策を行うこと。
 - ① 保育は有資格者で行うことを基本とし、「保育の質」を確保すること。
 - ② 保育士の専門性を否定し、保育士等の配置基準の引き下げにつながる無資格者、教諭等の配置を認める「弾力化」、規制緩和は行わないこと。
 - ③ 保育士の賃金を改善するため、民間平均賃金との格差を抜本的に解消する特別対策を緊急に行うこと。
 - ④ 保育士は正規職員を配置することを原則とし、非常時にも対応できるよう配置基準を抜本的に改善し、有資格者を配置して、働き続けられる労働条件を確保すること。
 - ⑤ 公立保育所の非正規保育労働者の実態を調査し、正規職員との「同一労働同一賃金」原則を踏まえた抜本的な賃金・労働条件の改善を行うこと。
 - ⑥ 子育て支援員は、有資格者の配置基準を超えて配置する保育補助として配置すること。
- (5) 公立保育所を公立のまま存続させ、拡充を図ること。

- ① 市区町村の保育実施責任を後退させる公立保育所の民営化を行わず、公立保育所を拡充させるよう責任をはたすこと。
 - ② 公立幼稚園の民営化及び、直接契約となる認定こども園化の誘導や押し付けを行わないこと。
 - ③ 待機児童解消策の上からも、公立保育所を積極的に活用できるよう、安心こども基金を公立保育所の新設・増改築、耐震化に支出できるようにし施設整備の対応を改善するなど、公立保育所向けの予算を拡充すること。
 - ④ 公立保育所運営費を民間保育所に対する委託費の支給と同様とし、施設型給付に組み入れること。
 - ⑤ 公私連携型保育所にかかわる公私連携保育法人について、営利企業の参入は認めないこと。また、市町村と公私連携型保育法人との協定締結・運営状況等について調査・公表すること。
 - ⑥ 株主配当など営利を目的とする株式会社等の多様な事業主体の保育への参入を認めないこと。
- (6) 施設等の最低基準を改善すること。
- ① 国を上回る面積基準など、市区町村が保育の質の確保のために独自に定めている基準を尊重すること。また、保育の質の確保に関する基準の見直しなどについては、都道府県が設置する対策協議会の議論に委ねないこと。
 - ② 職員配置基準、面積基準、園庭の必置など「新制度」施行以前の基準を上回る最低基準に改め、そのすべてを「従うべき基準」とすること。
 - ③ 小規模保育事業の保育従事者について、すべて有資格者を配置する基準とすること。
 - ④ 3歳児未満の給食・調理業務の外部委託は認めないこと。
- (7) 保育所等の運営費、施設整備費用を公費で十分に保障すること。
- ① 公定価格の減額を行わず、保育の質の向上、職員の増員や処遇改善のために、運営実態を反映して改善を図ること。また、保育所・幼稚園・認定こども園の施設間で不合理な格差をなくすこと。
 - ② 「施設型給付」を受給する施設と「地域型保育給付」を受給する施設の基準を同一に引き上げ、保育に格差が生じないようにすること。
 - ③ 保育所の新設、修理、改造、拡張又は整備などの施設整備費を公費で十分に保障すること。
 - ④ 公立保育所の運営や施設整備に関わる経費のうち、保育士等の人員配置や施設の整備など、保育の最低基準を確保するために必要な経費については国庫補助負担金で保障すること。
- (8) 保育指針の「改定」により、保育の場を就学前の準備教育に狭めるのではなく、子どもの豊かな育ちの場として各施設における裁量を保障すること。とりわけ、認定こども園において、現行の保育水準の維持・拡充を基本に、保育の質を守ること。
- (9) 日の丸、君が代の押し付けはしないこと。
- (10) 施設利用や保育時間を改善すること。
- ① 保育時間の「標準時間」「短時間」の区分をなくし、11時間に一本化すること
 - ② 直接契約施設において事業者が正式な利用申し込みを拒める「正当な理由」の内容について、市町村が保育実施義務を果たし、保育に格差が生じないように見直しを行うこと。
 - ③ 育児休業取得により上の子を退園させることがないように、国として必要な措置を取り、自治体等に周知すること。
- (11) 幼児教育・保育無償化については、国の責任で保育の質の保証と保護者の負担軽減をさらにすすめること。
- ① 指導基準を満たしていない認可外保育施設は無償化の対象から外すとともに、早期に基準を満たすよう対策を講じること。
 - ② 公立施設の負担割合は全額市区町村負担とせず、民間施設と同じ取り扱いにするとともに、財

源については消費税とは切り離すこと。

- ③ 国による公立施設の無償化に係る費用の財源措置が適正に公立施設の運営に反映されるよう、対策を強化すること。
 - ④ 0歳から2歳児についても所得制限を設けず、給食費も含め保育にかかる経費全般を無償化の対象とすること。
 - ⑤ 保護者・地域の保育要求に対しては、保育の質を確保した公立保育所を含む認可保育所の新設・増改築で対応すること。
- (12) 特別保育事業等（延長保育、休日・夜間保育）については自治体の責任を明確にし、地域の実態、保育要求に応じた実施ができるようにすること。
 - (13) 障害児保育事業に、十分な財政を保障すること。
 - (14) 医療的ケア児の受け入れにあたっては、看護師を配置すること。

<学童保育基本要素>

- (1) 学童保育（放課後児童クラブ）を、保護者の就労の保障と児童の健全な成長を育むため、開設日数・時間、指導員の体制、施設等を改善すること。
- (2) 厚生労働省令で定める「事業の基準」を「参酌すべき基準」ではなく「従うべき基準」に戻し、また、基準を改善すること。また、緊急時においても子どもたちの安全の確保などの対応が可能となるよう、学童保育事業の質の低下につながる基準緩和を行わず、さらに改善すること。
 - ① 「従事するもの」について、「保育士資格」に準ずる資格を制定すること。
 - ② 「その員数」については、例外を設けず「概ね40人」に対して複数の常勤職員を配置すること。
 - ③ 「事業の基準」（従うべき基準）の即応判断を市区町村に委ねることなく、国が責任を持つこと。
- (3) 待機児童の解消、大規模化をなくすため、国の責任で市区町村への財政支援を特別に拡充すること。
- (4) 放課後児童支援員の賃金労働条件を専門職にふさわしく抜本的に改善すること。
 - ① 子どもたちの異変の早期発見や災害時における臨機の対応など、経験の積み重ねからくる専門性の発揮が求められる放課後児童支援員の処遇を、相応しいものに改善すること。
 - ② 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、子どもの権利保障の立場で支援員等が働き続けられるよう交付金額を抜本的に引き上げること。また、手続の簡略化など改善し活用を促進すること。
 - ③ 地域の子ども・子育て支援事業に係る放課後児童支援員の重要な役割を踏まえ、事業管理者の変更等が生じた場合の雇用の継続など、市区町村に対し実施主体としての責任を果たすことができるよう対応を強化すること。
- (5) 放課後児童支援員認定資格制度を改善すること。
 - ① 都道府県が実施している資格認定研修について、内容を把握し、研修内容を学童保育にふさわしいものに是正を図ること。
 - ② 在職者が認定研修を受講する際に、自己負担・自己責任とならないよう、各自治体・事業主への周知を行うこと。
- (6) 「放課後子供教室」について「放課後児童クラブ」との役割の違いを明確にし、それぞれの拡充を図ること。また、2つの事業について、職員が兼務することなど、事業の混同がないように、各自治体に周知し、誤った運営が行われている場合は是正指導をすること。

1 1. 憲法に立脚した民主的教育をすすめ、子どもの権利条約を生かし教育・社会教育の

条件を整備・拡充すること

＜憲法の精神に基づく教育の実現＞

- (1) 憲法の平和・人権・民主主義の原理に立脚した教育をすすめること。
- (2) 「教育勅語」を教育教材として活用することを肯定した閣議決定（2017年3月31日）は直ちに撤回すること。
- (3) 「地方教育行政法」、大学の自治を否定する「学校教育法」を改悪前に戻すとともに、憲法19条及び26条に違反する「改悪教育基本法」の具体化となる教育改悪を行わないこと。道徳教育の教科化、教科書検定の強化をしないこと。
- (4) 教育委員会の独立性を奪う首長権限の強化を中止すること。
- (5) 就学援助制度の適用範囲の拡大や準要保護児童生徒に対する入学前給付、学校給食の無償化をはじめとした子育て支援策を拡充すること。子どもの貧困対策法にもとづき、経済的支援、保護者の就労支援など実効ある対策をおこなうこと。
- (6) 急増する児童虐待から子どものいのちと権利を守るための具体的な施策を講じること。
- (7) 侵略戦争を美化し、憲法を否定する教科書や教材を採択・使用しないこと。「国を愛する態度」の子どもへの押し付けや「日の丸・君が代」の自治体や教育現場への強制をやめ、教職員の内心の自由を認め不当な処分を撤回すること。
- (8) 行き届いた教育を行うため教育予算を増額すること。義務教育国庫負担金削減・一般財源化は行わないこと。私学助成の大幅増額を図ること。教育関係予算の一括交付金化を行わないこと。

＜教育費無償化、地域に根ざした教育＞

- (9) 教育費無償化を前進させるため、以下の措置を講じること。
 - ① 学校納付金（給食費・教材費など）を無償にすること。
 - ② 高校生・大学生に対する無利子の給付制奨学金を拡充すること。返済中の奨学金利用者に対して、支援・減免措置を直ちに行うこと。
 - ③ 義務教育における準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活させること。所得制限の引き上げや高校就学援助制度を創設するなど就学援助の拡充を行うこと。
 - ④ 大学における教育費を漸進的に無償にすること。当面、国立大学の授業料を引き下げ、私立大学における授業料の減免への支援策を拡充すること。
 - ⑤ 「高等学校等就学支援金」への所得制限を撤廃し、公立高校の授業料を不徴収に戻すこと。私立高校の実質無償化を実現するため、就学支援金を増額し、私学助成を拡充すること。
- (10) 30人以下学級実現のため、国の法的・財政的措置を講ずること。学校の改築・修繕など施設整備費の増額を行い、地元業者に発注すること。
- (11) 保護者や住民の合意がなく、地域のコミュニティの破壊にもつながる学校の統廃合は行わないこと。

＜安全・安心の学校給食＞

- (12) 学校給食は直営とし、安全で豊かな学校給食を実現するために、次の施策を実施すること
 - ① 学校給食調理員を、学校教育、食育を担う教職員として位置付けること。
 - ② 国は、すべての中学校において学校給食が実施されるように支援すること。
 - ③ 学校給食の食材に地元産の農作物等を活用されるようにすること。米飯給食を促進すること。
 - ④ 地方自治体の責任放棄につながり、給食の安全を脅かす、学校給食の民間委託を行わないよう助言するとともに、直営で実施できるように財政措置を行うこと。また、「業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映」を止めさせること。「学校給食業務の運営の合理化」通知

(1985年)を廃止し、学校給食の「センター化」「民営化」や給食調理員等のパート化を押し付けず直営・自校調理方式とするよう助言すること。

- ⑤ 国が地方自治体に対して現業職員の採用抑制させるための様々な施策をただちに中止し、必要な学校給食調理員、現業職員を採用するよう支援すること。
- ⑥ すべての学校に栄養教諭を配置し、豊かな学校給食と「食教育」の確立を図ること。また、給食調理員の配置基準を改善すること。
- ⑦ 食物アレルギーによる事故を防止するために、教育委員会、学校長、教職員、栄養士、調理員などで安全を確保する体制を確立すること。
- ⑧ O-157 など食中毒を防止するため、厨房のドライ化や冷凍庫の設置など給食施設及び設備の改善を図るために財政援助を拡充すること。
- ⑨ 安全な国産米を学校給食用に確保するとともに、危険な輸入農産物や遺伝子組換え食品を使用せず、地産地消の給食を実施することができるよう、関係省庁と連携して財政援助を拡充すること。
- ⑩ 学校給食に使う食材の放射性物質汚染について、安全基準を確立すること。食材について国の責任で全品検査を行い、結果を公表すること。すべての学校給食調理施設に放射能検査機器を整備し、その費用は国が負担すること。
- ⑪ 学校の防災・災害対応の体制を充実し、学校給食調理施設を災害時における避難者への炊き出しなどに活用できるようにすること。災害時にも調理室を使用できるように施設を改善すること。災害時には、学校給食調理員が専門性をいかし、職務として被災者への支援を行うように位置付けること。
- ⑫ 学校給食の給食費を無償化すること。

＜専門性が発揮される学校教職員体制の確立＞

- (13) 学校用務員を子どもたちの安全・安心の確保をはじめ教育環境を整備するために学校運営上必要な正規の教職員として位置付け、次の施策を実施すること。
 - ① 学校用務員を学校ごとに正規職員で複数配置できるように財政措置をとること。「業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映」を止めさせること。
 - ② 学校の防災・災害対応の体制を充実し、学校施設・設備に最も精通している学校用務員を、避難所を担当する正規の教職員として位置付けること。
 - ③ 学校用務の民間委託は、学校長からの直接指示ができず、指示をすれば違法な偽装請負となることから、これを行わないように助言をすること。
 - ④ 国が地方自治体に対して、現業職員の採用抑制させるための様々な施策をただちに中止し、必要な用務員、現業職員を採用するよう支援すること。
- (14) すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。また、図書費の増額及び図書館施設整備費の増額を図ること。
 - ① 学校司書を独自で配置している自治体に対する必要な財源措置を行うこと。
 - ② 学校司書を学校運営上必要な職員として位置付けすること。
 - ③ 学校図書館の資料及び施設の拡充を図るため、施設整備費及び地方交付税等の財源措置を大幅に拡充すること。また、交付税措置が適切に運用されるよう自治体に対し徹底を図ること。
 - ④ 学校図書館の目的を果たし、充実した施策を講じるため、引き続き初等中等教育局へ位置付けること。

＜社会教育の拡充＞

- (15) 住民の自主的な自治、学習活動等を支援、推進する社会教育を充実させること

- ① 社会教育法および関連法の所管課である社会教育課を存続させ、社会教育施設が教育機関であることを明確にすること。また文科省の組織改編により、地方における社会教育行政の首長部局移管（補助執行を含む）など、教育委員会が社会教育を放棄しないよう国として対応すること。地方自治体の首長部局に移管された公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）を教育委員会の所管に戻すこと。
 - ② 社会教育施設が教育機関であることを明確にすること。
 - ③ 公民館等公共施設の貸出にあたり、住民の自主的な活動について、「政治的」であることを理由にした使用不許可・文化表現などへの介入・検閲的行為はやめるよう、通達するなど適切な対応をすること。
 - ④ 図書館、博物館、公民館などの社会教育施設、体育館、青年の家、文化会館等への「指定管理者制度」は、業務の継承性、労働者の処遇の悪化など、問題点が大きいことから直営に戻すなど文科省の姿勢を明らかにすること。
- (16) 文化財保護行政の積極的な推進を図ること
- ① 国民の貴重な歴史的財産である文化財の積極的な保護と活用を図るため、調査、研究、保存、整備、公開のための予算を大幅に拡充すること。
 - ② 開発による文化財破壊に有効に対処できるよう文化財保護法の整備を図るとともに、実効ある文化財保護条例が地方自治体で制定されるよう必要な助言と財源措置を講じること。
 - ③ 文化財の調査及び保存・活用が適切に行われるよう学芸員等の専門職員が地方自治体に適正に配置されるよう助言及び必要な財源措置を行うこと。また、地方自治体の公的責務を放棄する文化財調査の安易な民間委託を行わないように助言すること。
 - ④ 自治体が出資して設立した埋蔵文化財調査関係財団等の「経営責任」を自治体が果たすよう、適切な自治体への助言と必要な財政支援を行うこと。
 - ⑤ 大規模災害の被害を受けた地域の文化財や博物館・資料館などについて、文化財保護に向けた対応をとること。